

こども・若者の意見の関連施策への反映について

1. こどもの意見聴取について

- 令和 5 年に施行された「こども基本法」第 11 条において、こども施策の策定、実施、評価にあたっては、対象となるこども等の意見を反映させるために必要な措置を講じるよう規定
- こども施策には、教育施策や雇用施策、医療施策などの幅広い施策も含まれ、あらゆる部署の施策において、こども・若者が当事者になり得るものとされている

【参考】こども基本法第 11 条

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

こども施策とは、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援、就労・結婚・妊娠・出産・育児等の各段階に応じて行われる支援、家庭における養育環境の整備その他のこどもの養育環境の整備のことである（こども基本法第 2 条）

総合計画（R 8 ～ R 12）における数値目標

- ・「こどもに関する行政等の取組について自身の意見が聴いてもらえている」と思うこどもの割合（62.2% → 70%）

2. R 7 年度のこども・若者の意見反映に係る主な取組（こども政策局等）

（1）長崎県こどもアンケートの実施

- 《概要》 県内の小学生～高校生を対象とした、学校生活や身の回りのことに関して意見を聴くもの
- 《時期》 7 月上旬～中旬
- 《手法》 Google Form によるオンライン調査
- 《回答数》 20,234 件



（2）「ながさきこども場所」アイデア箱の設置

- 《概要》 身近にあったらよいと思う居場所、やってみたい体験など、こども自身がいききたいと思う理想の「こども場所」に関する意見を聴くもの
- 《時期》 12 月中旬～2 月中旬
- 《手法》 ながさきこども場所ポータルサイトでの投稿及び県内 3 図書館へのアイデア箱の設置
- 《回答数》 178 件

(3)「ココロねっこ運動」に関する大学生との意見交換会の開催

《概要》 ココロねっこ運動に関し、若い世代が関心を持ち、参加しやすい運動とするため、地域での健全育成活動について印象に残っていること、ありがたかったこと等について意見を聴くもの

《時期》 1月中旬

《手法》 長崎大学生涯教育センターに協力をいただき、講義の中でワークショップ形式で実施

《人数》 70名



(4)「こども場所」に関する大学生との意見交換会の開催

《概要》 県のこども場所の取組、ココロねっこ運動に関して、大学生からの意見聴取、大学生による意見交換

《時期》 9月上旬

《手法》 鎮西学院大学の研究室に協力いただき、ゼミ生と意見交換

《人数》 5名

その後、当該大学生のこども場所の取組への参画、主体的な体験事業実施につながった

(5) ヤングケアラーに関する「こどもまんなかミーティング」の実施

《概要》 ヤングケアラー支援や啓発のさらなる充実に向けて、当事者世代である中学生・高校生の意見を聴くもの

《時期》 9月上旬

《手法》 佐世保北中・高を訪問し、中高生と意見交換

《人数》 4名

3. こども・若者の意見の施策への反映

こども場所アイデア箱



○上記2の意見は、それぞれ関係施策に活用

(例)「ながさきこども場所」アイデア箱の意見

・R8年度に実施予定の「ながさきこども場所」PR・機運醸成イベントの内容を検討する際に活用

(アイデア箱の設置の様子)



(集まったこどもの声)



4．今年度の新たな取組（主な予定）

（１）NPOとの協働によるこどもたちとの意見交換会の開催

《概要》 日常生活や地域、学校、将来の社会に対する思いなどについて、
高校生の率直な声を直接聴き、大人と対話する機会を通じて、相互
理解を深めるもの

《時期》 7月～8月頃

（２）県のライフデザイン支援等に関する若い世代による検討会

《概要》 高校生・大学生・若手社会人等で構成する若い世代による検討会
を実施し、意見を聴きながら、当事者目線の施策の構築につなげる

《時期》 9月～1月頃に3回程度

（３）ココロねっこ運動アップデートに向けた大学生との意見交換会の開催

《概要》 ココロねっこ運動の行動指針等を作成するにあたり、若い世代が
共感しやすい内容や効果的な周知方法について意見を聴くもの

《時期》 1月中旬

（４）アドボケイト事業の見直し検討の実施

《概要》 児童養護施設等でのこどもの意見表明支援について、取組の充実
及び強化を図るため、関係者等による見直し検討を行うもの

5．各部署の皆様へのお願い

- 各部署においても、こども施策の実施や新規・拡充事業の検討
にあたっては、こども・若者など当事者の意見を反映していた
だくようお願いします

2. こども基本法上の「こども施策」とは？

意見反映のためのポイント

- 政策の当事者にこども・若者が含まれるかを考え、意見を聴くことを検討している。

こども基本法が規定するこども施策には、こどもの健やかな成長に対する支援や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主な目的とする施策に加え、教育施策や雇用施策、医療施策など幅広い施策が含まれます。

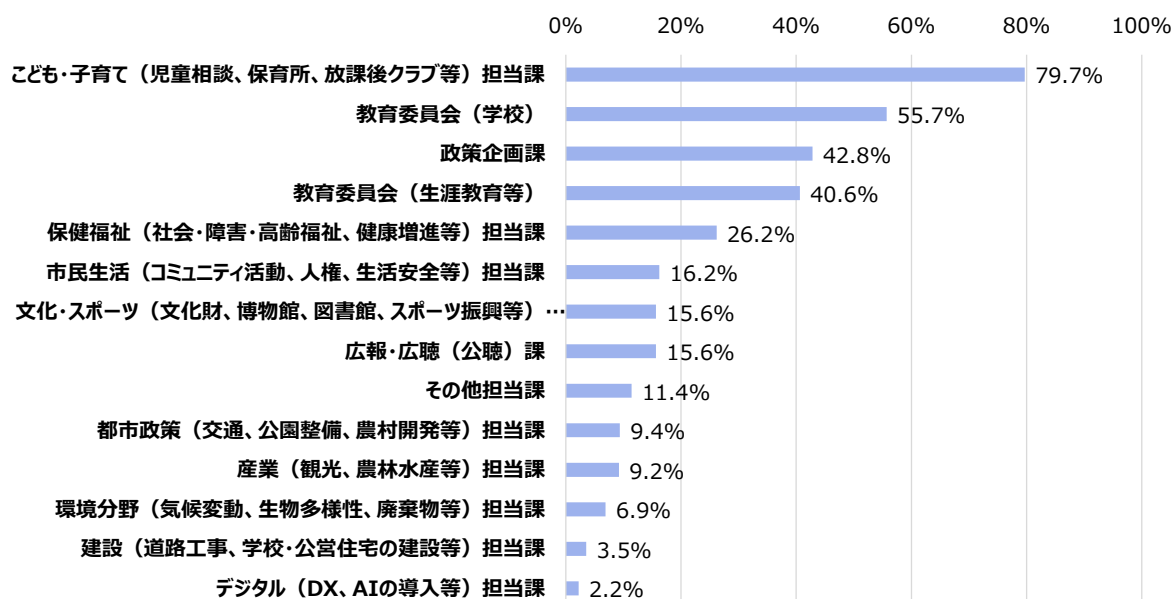
こども・若者が暮らすまちの未来、通学・通勤路の道路、公園や児童館、ユースセンター等の居場所や住宅、気候変動に関すること等、こども・若者の今と将来の生活に影響を与える政策や計画、施策、事業について、こども・若者は当事者になります。こども・若者は今を生きる「市民」です。こども・子育て担当課だけでなく、あらゆる部署の施策は、こども・若者が当事者になり得ると考えられます。

取組状況

こども・若者の意見を反映する取組は、府省庁ではこども家庭庁のほか金融庁（総合政策課）、警察庁（生活安全企画課）、国土交通省（公園緑地・景観課）、農林水産省（穀物課）、法務省（人権啓発課）等ですで行われている。

また、地方自治体では、こども・子育て担当課や教育委員会が取組を実施していることが多いが、政策企画課や保健福祉担当課、市民生活担当課、広報（広聴・公聴）課、文化・スポーツ課もこども・若者の意見反映に取り組んでいる。

こども・若者の意見反映を実施している都道府県・市区町村の部署（MA n=1,143）⁸



⁸ 出典）令和5年度都道府県・市区町村向けアンケートより